

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成 19年 4月 1日
(第 21 期) 至 平成 20年 3月 31日

株式会社ゴルフ・ドウ

さいたま市中央区上落合2丁目3番1号

(E03474)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	沿革	3
3.	事業の内容	4
4.	関係会社の状況	6
5.	従業員の状況	6
第2	事業の状況	7
1.	業績等の概要	7
2.	生産、受注及び販売の状況	8
3.	対処すべき課題	9
4.	事業等のリスク	10
5.	経営上の重要な契約等	14
6.	研究開発活動	15
7.	財政状態及び経営成績の分析	16
第3	設備の状況	19
1.	設備投資等の概要	19
2.	主要な設備の状況	19
3.	設備の新設、除却等の計画	20
第4	提出会社の状況	21
1.	株式等の状況	21
(1)	株式の総数等	21
(2)	新株予約権等の状況	22
(3)	ライツプランの内容	25
(4)	発行済株式総数、資本金等の推移	25
(5)	所有者別状況	25
(6)	大株主の状況	26
(7)	議決権の状況	26
(8)	ストックオプション制度の内容	27
2.	自己株式の取得等の状況	28
3.	配当政策	28
4.	株価の推移	28
5.	役員の状況	29
6.	コーポレート・ガバナンスの状況	30
第5	経理の状況	33
1.	財務諸表等	34
(1)	財務諸表	34
(2)	主な資産及び負債の内容	63
(3)	その他	65
第6	提出会社の株式事務の概要	66
第7	提出会社の参考情報	67
1.	提出会社の親会社等の情報	67
2.	その他の参考情報	67
第二部	提出会社の保証会社等の情報	68

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月27日
【事業年度】	第21期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社ゴルフ・ドゥ
【英訳名】	GOLF・DO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 龍也
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048) 851-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 大井 康生
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048) 851-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 大井 康生
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所（セントレックス） (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成15年6月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高（千円）	955,200	764,172	1,408,594	2,154,983	2,207,104	2,462,327
経常利益又は経常損失 （△）（千円）	△55,981	△77,993	81,892	118,757	6,964	37,994
当期純利益又は当期純 損失（△）（千円）	△58,255	△91,693	123,625	102,582	△51,842	29,895
持分法を適用した場合 の投資利益（千円）	—	—	—	—	—	—
資本金（千円）	1,252,111	1,252,111	363,748	363,748	499,748	500,765
発行済株式総数（株）	5,514	5,514	11,028	11,028	13,028	13,083
純資産額（千円）	455,441	363,748	487,373	589,955	850,913	882,844
総資産額（千円）	593,575	529,884	700,480	971,754	1,133,060	1,231,735
1株当たり純資産額 （円）	82,597.28	65,968.14	44,194.20	53,496.16	65,314.19	67,480.25
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配 当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額（△）（円）	△10,565.03	△16,629.14	11,210.13	9,301.96	△3,986.04	2,287.36
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—	2,277.72
自己資本比率（％）	76.7	68.7	69.6	60.7	75.1	71.7
自己資本利益率（％）	—	—	29.1	19.0	—	3.4
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—	21.07
配当性向（％）	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー（千円）	—	20,804	43,234	△7,264	83,939	△17,062
投資活動によるキャッシ ュ・フロー（千円）	—	△48,936	△73,602	△74,075	△73,698	△214,514
財務活動によるキャッシ ュ・フロー（千円）	—	—	—	120,000	180,895	2,016
現金及び現金同等物の期 末残高（千円）	—	129,730	99,362	138,021	329,158	99,598
従業員数 （外、平均臨時雇用者 数）（人）	25 (5)	31 (10)	35 (26)	44 (69)	57 (63)	71 (65)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第17期までについては1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、第18期及び第19期については新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場・非登録のため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
第20期については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第16期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。なお、この変更に伴う影響はありません。
5. 第16期、第17期及び第20期の自己資本利益率につきましては、当期純損失のため記載しておりません。
6. 第19期までの株価収益率につきましては、当社株式が平成18年4月5日まで非上場かつ非登録であり、株価の把握ができないため、記載しておりません。また、第20期の株価収益率につきましては、当期純損失のため記載しておりません。
7. 平成16年3月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を6月30日から3月31日に変更しております。従って、第17期は平成15年7月1日から平成16年3月31日の9ヶ月間となっております。
8. 当社は平成17年1月31日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。
9. 第17期より第20期の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第21期の財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第16期の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりません。

2 【沿革】

年月	事項
昭和62年 9月	ビデオレンタルを目的に埼玉県浦和市に出資金5,000,000円で有限会社プラス・ワン設立
平成12年 4月	有限会社プラス・ワンを組織変更し、株式会社ゴルフ・ドゥ設立（資本金12,000,000円）
平成12年 5月	株式会社ボックスグループより『ゴルフ・ドゥ!』のフランチャイズ事業及び直営店にかかる営業を譲り受け、同事業を開始
平成12年 6月	本店を浦和市からさいたま市中央区上落合に移転 第三者割当による新株発行（資本金1,052,122,800円）
平成12年10月	インターネットを利用して全店の在庫検索ができる、ゴルフ・ドゥ!ドットコムサービス開始
平成13年 1月	第三者割当による新株発行（資本金1,252,111,800円）
平成13年11月	直営 東大宮店オープン
平成14年 4月	直営 与野東口店、蕨駅東口店オープン
平成15年11月	株式会社ドゥ・ヨネザワと共同出資で、株式会社ゴルフ・ドゥ九州を設立
平成15年11月	直営 与野中央店オープン（床面積100坪超の新ビジネスモデル店舗展開スタート）
平成16年 3月	F C店における新ビジネスモデル店舗展開スタート、直営 池袋店、蕨駅東口店閉店
平成16年 4月	直営 吹上店オープン
平成16年 7月	直営 草加店オープン
平成16年11月	直営 桶川店オープン
平成17年 1月	直営 多摩ニュータウン店オープン
平成17年 1月	1株を2株とする株式分割を実施し、発行済株式数が11,028株に増加
平成17年 3月	繰越損失解消のために減資を実施（資本金363,748,326円）
平成17年 4月	直営 深谷店オープン
平成17年 6月	直営 花小金井店オープン
平成17年10月	直営与野東口店を移転させ、北浦和店としてオープン
平成17年12月	関西営業所 開設
平成18年 3月	直営 桶川店閉店
平成18年 3月	ゴルフ・ドゥ!オンラインショップ開設
平成18年 4月	名古屋証券取引所の承認を得てセントレックス市場に上場
平成18年 8月	直営 川越店オープン
平成19年 3月	直営 桶川末広店オープン
平成19年10月	直営 水戸店オープン
平成19年12月	直営 東大宮店閉店
平成20年 2月	直営 大宮丸ヶ崎店オープン
平成20年 2月	関西営業所 閉鎖

3【事業の内容】

当社は、中古ゴルフクラブの買取及び販売を主たる営業目的とする「ゴルフ・ドゥ！」直営店及び「ゴルフ・ドゥ！」フランチャイズチェーン本部の運営を主な事業内容としています。

平成20年3月31日現在の店舗数は直営店11店舗、フランチャイズ加盟店62店舗の計73店舗であります。

当社の取扱う商品・サービスは、中古ゴルフクラブの買取・販売以外にも、新品ゴルフクラブや用品の販売、ゴルフクラブのリペアサービス、直営店舗でのゴルフレッスン実施などがあります。またインターネットを利用した販売及び在庫検索による他店舗在庫の取り寄せなども行なっており、一般ユーザーのゴルフに関するニーズに幅広く対応しております。

(取扱商品)

「ゴルフ・ドゥ！」において提供している主な商品及びサービスの内容は、以下のとおりであります。

商品	ゴルフクラブ	新品・中古
	ゴルフ用品	ボール、キャディバッグ、グローブ、シューズ等
サービス	クラブリペア	グリップ交換、シャフト交換、ライ角調整等
	ゴルフレッスン	店内および練習場でのレッスンなど

(仕入・販売の特徴)

当社における仕入れ・販売の特徴は、一般ユーザーが使用したゴルフクラブをそれぞれの店頭で買取り、傷や汚れなどをメンテナンスした上で販売する点であります。

新品のクラブや用品等については、各メーカー、問屋から仕入をしており、直営店での販売及びフランチャイズ加盟店への卸売を行っております。

また、中古ゴルフクラブ流通における当社直営店及びフランチャイズ加盟店独自の仕組みとして、全国の店頭在庫約10万本を対象とした一般ユーザー向けの「ゴルフ・ドゥ!オンラインショップ」、「まっすぐネット」(注1)や自店滞留在庫を他の直営店やフランチャイズ加盟店にて販売するためのインターネット上の「ゴルフ・ドゥ!市場」(注2)のシステムを構築しており、お客様のニーズに応えるだけでなく仕入コストの削減、過剰在庫を避けることのできる体制を作り上げております。

(注1)「まっすぐネット」：直営店・フランチャイズ加盟店全ての店舗がWeb端末を使用してゴルフ・ドゥ!店舗ネットワーク内で商品検索を行い、販売店の店頭でお客様から要望のあった中古クラブを取り寄せるシステム。

(注2)「ゴルフ・ドゥ!市場」：直営店・フランチャイズ加盟店全ての店舗が出品・買取発注できるWeb上の市場。一般消費者には公開されておらず、主にフランチャイズ加盟店の間で、不足する商材や過剰な商材の売買を行うことで、在庫の流動化を図ることが可能。

(査定システム)

当社は、直営店及び全国フランチャイズ加盟店にインターネット環境を利用したネットワーク型「多機能POSシステム」を導入し、販売・買取りの査定システムに組み込んでおります。

当該システムのデータベースには約3万5千点に及ぶ商品の最新の価格情報が蓄積されており、顧客の持ち込んだ中古クラブの適正基準価格を瞬時に提示できる仕組みとなっております。当社の主力商品である中古ゴルフクラブは、市場の人気度合いや、発売からの経過年数によって価格が変動するため、店舗によって価格のばらつきが生じる可能性があります。当社では価格の変動をデイリーでシステムのデータベースに反映し、即時情報配信を行うため、全店統一した基準価格をもって店舗運営にあたることができます。

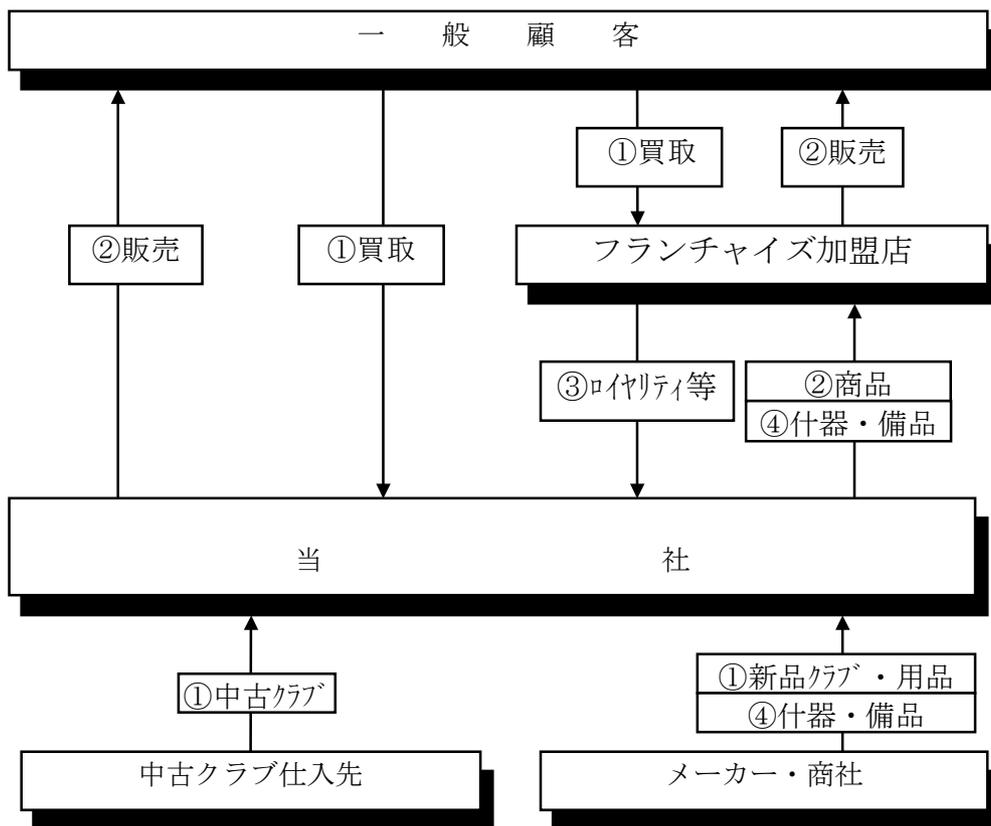
(フランチャイズ事業)

当社は、全国的な店舗展開を図るため、法人企業の開業希望社とフランチャイズ契約を締結しております。フランチャイズ加盟店に対しては「ゴルフ・ドゥ!」の商標、商号を利用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービスの提供その他事業経営について統一的な方法で統制、指導、援助を行ないます。

また、当社は、実績のある加盟者との間でエリアフランチャイズ契約を結び、特定エリアの出店加速を推進しております。

(事業系統図)

事業系統図は、以下のとおりであります。



①当社は中古ゴルフクラブを店頭で一般顧客から買取のほか、本部で買付け業務を行っております。

また、新品ゴルフクラブとボール・バッグなどゴルフ用品については、メーカー・商社から仕入れております。

②調達した商品は直営店及びフランチャイズ加盟店で販売しております。

③フランチャイズ加盟店は当社の提供するノウハウ・サービスの対価としてロイヤリティ、共通宣伝費などを支払います。

④フランチャイズ開店時に店舗用の什器・備品、POSシステムなどをメーカーから仕入れ、フランチャイズ加盟店に販売しております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
71（65）	32.4	2.9	3,878

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートタイマーを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が前事業年度に比べ14人増加しました主な増加原因は、新規出店に対応する為の新卒者の雇用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当期のわが国経済は、全体的に緩やかな拡大基調の下にありましたが、米国サブプライムローン問題や原油・原材料価格の高騰等の懸念材料により、経済の先行きに対しは不透明感が広がっております。個人消費においても、物価の上昇から減退ムードが高まりつつあります。

しかし、ゴルフ業界におきましては、石川遼選手のプロ転向や国内女子プロツアーの人気継続等から、各メディアにおいてゴルフに関する情報が露出する機会も多くなり、カジュアルなスポーツとして定着しつつあることや、ゴルフ場・練習場の入場者数が2005年から3年間ほぼ増加傾向を辿っていることなどから、個人消費の停滞が言われている中では比較的明るい傾向が見えてきております。

このような経済環境のもと、当社は当事業年度平成20年3月期を初年度として中期経営計画「Reborn2010」の実行に着手いたしました。

店舗につきましては、直営事業では当社独自開発となる150坪パッケージである「ゴルフ・ドゥ！水戸店」「ゴルフ・ドゥ！大宮丸ヶ崎店」の2店舗を出店しました。フランチャイズ事業では3店舗出店し、当事業年度末の営業店舗数は全国で73店舗となりました。

また、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」では、用品販売（5月）、ネット買取り（9月）をスタート、新商品・サービスの追加を行いました。

これを事業部門別で見ますと、直営店売上は昨年10月オープンしました水戸店、2月にオープンしました大宮丸ヶ崎店が好調に推移した結果、17億72百万円（前年同期比22.1%増）となりましたが、フランチャイズ事業は6億89百万円（同8.6%減）となっております。

損益面では、売上総利益は直営事業を中心に粗利益率の向上に努めた結果、前事業年度の9億4百万円から10億38百万円（同14.9%増）となりました。また、営業利益は前事業年度の13百万円から34百万円（同165.6%増）と大幅に増加する結果となりました。

この結果、当事業年度における売上高は24億62百万円（同11.6%増）、損益面では経常利益が37百万円（同445.5%増）、当期純利益は29百万円（前期は当期純損失 51百万円）となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、たな卸資産の増加、直営店舗の出店の設備投資、敷金・保証金、建設協力金、店舗賃借仮勘定の拠出による支出により、前事業年度末に比べ2億29百万円減少し、当事業年度末には99百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は17百万円（前年同期は83百万円の獲得）となりました。

これは主に直営店舗の増加及び直営店舗の出店に備えた、たな卸資産の増加（前事業年度比1億40百万円増）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2億14百万円（同 1億40百万円増）となりました。

これは主に直営店舗の出店による有形固定資産の取得による支出53百万円、敷金・保証金、建設協力金、店舗賃借仮勘定の回収を含む拠出による支出1億48百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は2百万円となりました。

これは、ストック・オプションによる新株発行での収入によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
直 営（千円）	1,772,483	122.1
フランチャイズ（千円）	689,843	91.4
合計（千円）	2,462,327	111.6

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

中古ゴルフクラブ市場でお客様満足度No.1を目指す当社を取り巻く環境は、価格の手頃さや中古ゴルフクラブに対する個人ユーザーの認識の高まりを受けて堅調に成長して参りました。しかし、昨今では競争が激化し、中古ゴルフクラブ市場においても有力企業の戦略が明確になってきました。また昨今、新品ゴルフ量販店も中古ゴルフクラブの下取りとその販売をショップの中でコーナー展開するなどの方法にて参入しております。

以上の環境変化を踏まえ、当社では、次のような経営課題を抱え、それらに対する諸施策を実施しております。

① 直営店の店舗展開と物件の確保

当社は自社の知名度を高め、一般ゴルファーの利用を高めるために国内最大の市場である首都圏で直営店を集中的に出店する計画を進めております。さらに計画達成のための優良店舗物件の確保として、建設協力金方式も取り入れ、計画的な出店戦略が実行できる体制も整備しております。

② フランチャイズチェーン本部の機能強化

直営事業と並ぶ当社事業の両輪の1つであるフランチャイズチェーン展開を今後も発展させていくには、本部機能を強化し、本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時にフランチャイズ加盟店側のニーズにきめ細やか、かつ柔軟・迅速に対応していく必要があります。そのためにフランチャイズ加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図ってまいります。

③ 人材の確保と育成

直営店の出店と新規事業開発のために、人材の確保と育成が必要であり、従来の中途採用に加え、今後さらに、新卒の定期採用と教育研修制度の充実、人事制度の見直しを進めてまいります。

④ 資金調達力の強化と多様化

当社では従来、新規出店については主に内部留保で対応して参りましたが、今後加速化する直営店舗の出店と情報システム投資を行なうには外部からの資金調達も必要であり、財務のバランスを取りながら資金調達の多様化も検討してまいります。

⑤ コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけでなく企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには小規模な経営組織といえども、コンプライアンス体制の充実・強化が急務であります。

また、当社を取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには 内部管理体制の強化も急務であります。また、金融商品取引法での内部統制制度（J-SOX法）施行に従って、内部統制の整備・充実を図るために、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人・顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしており、その連携強化を図っていく方針であります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本報告書提出日(平成20年6月27日)現在において当社が判断したものであります。

(1) 中古ゴルフクラブ市場について

中古ゴルフショップの市場規模は、「2007年版 ゴルフ産業白書」(株式会社矢野経済研究所)によれば新品クラブやボール・シューズ・バッグなどの用品の販売分も含めて474億円程度と推計されております。

こうした中古ゴルフショップ業界での主要な商材となる「中古クラブ」については、新品ゴルフ量販店のクラブ販売時に下取り等で買取るケースも増えてきており、商材の確保が課題となっております。

また、新品ゴルフ量販店では「中古クラブ販売コーナー」等にてコーナー販売をするケースも活発化してきており、競争が激化することが予想されます。

このような市場で、当社では従来の中古ゴルフショップとは異なる「ロードサイドの大型で、きれいで品揃えが豊富、さらに試打室やリペア工房を備えた店舗」として今後も大型直営店舗の店舗展開を図って参りますが、こうした大型直営店舗の出店を重ねていくことが、新品ゴルフ量販店との競争も含め、顧客嗜好に合致し、今後継続的に利益計上をなし得るかを予想するための判断材料が充分にあるとは言えない面があります。

(2) 取扱商品の特徴について

① 外部環境の影響について

当社は、ゴルフクラブといった嗜好品を取り扱っていることからゴルフに対する消費者の注目度やヒット商品の有無、流行、天候、景気などが中古ゴルフクラブに対する消費者の購買行動に与える影響は大きく、これらの動向次第で当社の業績に影響を与える可能性があります。

また平成20年からゴルフ競技に関するルール改正により高反発クラブが、全面的にルール違反となります。当社では、今後のメーカーの対応と消費者の反応、クラブ相場の流れを総合的に判断して対応する所存ではありますが、ゴルフ競技に関するルール改正が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 中古品を取り扱うことについて

店頭で「豊富な品揃え」をすることは、当社の差別化戦略の柱であり、既存店舗においては店頭における個人客からの買取り、新規出店においては本社商品仕入部門における業者からの買付けを主に行うことで商材の調達を行っております。また販売量の増加に伴う在庫不足に対しては、新たな買付拠点の設置、新規の業者買付ルートの開拓、直営店・フランチャイズ加盟店をネットワークでつないだ共通在庫システムの活用を行うことなどで対応しております。

ただし、一般的に中古品商材は、通常の商材と異なり流通量に限りがあるため仕入量の調節が難しいという性格を持っております。中古ゴルフクラブも例外ではなく、計画通りの商材確保が達成できない場合には出店計画や販売計画の見直しを行なうことや、または数量確保に伴う仕入価格の上昇により当社の業績に影響を与える可能性があります。また、販売面においても中古ゴルフクラブの販売価格は新品クラブ価格の影響を受けやすく、所謂、新品量販店での新品クラブの値下時期が早まり、それと同時に値崩れが起こると中古クラブの販売価格も影響を受けざるを得なくなり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 他社との競合状態について

「2007年版 ゴルフ産業白書」(株式会社矢野経済研究所)によれば、平成19(2007)年の中古ゴルフショップの総店舗数は約550店舗程度と推計されております。

中古クラブは、流通している数量が限られた商材であるので、店舗運営する側にとってはどれだけ良質な商材を確保するかが、重要な要素となっております。今後更には中古ゴルフショップの店舗や新品ゴルフ量販店の中古クラブコーナー等、中古クラブを取扱う店舗が増加し、同一商圈内に競合他社が進出する場合には商材不足が深刻化し、競争が激化する可能性があります。そのため、競争激化による買取価格の上昇または販売価格の下落等により採算が悪化した場合には、当社の業績に影響をもたらす可能性があります。

(4) フランチャイズチェーン展開について

フランチャイズ加盟店の出店については、事前の綿密な市場・物件調査から社内各部門により構成される出店審査会を経て出店場所と時期が最終的に決定されますが、外部環境の急変等により出店数や出店時期が当社の計画通りに進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

フランチャイズ・システムは、フランチャイズ加盟店と本部である当社が対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担う共同事業であり、当社及びフランチャイズ加盟店のいずれもその役割を果たす必要があります。当社では、「ゴルフ・ドゥ！」という同一店舗名でチェーン展開を行ない、フランチャイズ加盟店に対し当社独自のノウハウ・商品を提供する一方、「共存共栄」の立場から問題点を共有し、解決可能なコンサルティングを行なうことで信頼関係を維持し、契約の継続と事業の発展を図っております。しかし、一方で不祥事等が起きた場合には全体のブランドイメージが損なわれ、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、フランチャイズ加盟契約では、事前の予告がない限り契約期間終了後、自動更新されますが、契約期間終了前でも当社とフランチャイズ加盟店が合意の上、フランチャイズ加盟店からの申出に基づく契約解除も認められておりますので、現在加盟中のフランチャイジーが解約違約金を支払って、契約を解除する可能性があります。

(5) 直営店の出店と出店費用について

当社は、フランチャイズチェーンで中古ゴルフクラブリサイクルショップ「ゴルフ・ドゥ！」の展開を進める一方、平成20年3月31日現在、埼玉県8店、東京都2店、茨城県1店と直営店舗を出店しております。直営店舗のコンセプトは「ロードサイドで大型の、きれいで品揃えが豊富、さらに試打室やリペア工房を備えた店舗」であり、今後はこのような大型店中心の店舗展開を図っていく方針であります。出店に際しては十分な準備期間を設けて好立地の物件の確保を目指しておりますが、立地、家賃、店舗面積など全ての条件を満たす物件は少なく、また、今回のように改正建築基準法による建築許可申請や着工が遅れるケースも予想され、計画通りに店舗の出店ができない場合もあり、このような場合には出店時期の遅れや予定以上の経費の発生というかたちで当社の業績に影響を与える可能性があります。また、大型店出店費用の大半は利益の内部留保と金融機関からの借入で賄う予定であります。ただし、資金調達が計画通りに実施できない場合は、出店計画を見直すことになりその結果、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 差入保証金について

当社における直営店出店は、建設協力金方式を含む全物件において賃借が基本であり、契約に際しては賃貸人に対し敷金保証金を差し入れております。差入保証金の残高は、当事業年度末において1億30百万円(総資産に対して10.6%)であります。今後直営店舗の大型化と出店数の増加に伴い差入保証金残高も増加していく見通しであります。なお、当該保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、当社に起因しない賃貸人側の諸事情の発生等により、その一部または全額が回収できなくなる可能性があります。また、契約満了前に中途解約した場合には、契約内容に従って契約違約金の支払が必要となる場合があります。

(7) 法的規制について

① 古物営業法による規制

当社直営店舗及びフランチャイズ加盟店で行なう中古ゴルフクラブの買取り及び販売は、盗品等の混入の恐れがあるため、営業所を管轄する各都道府県公安委員会が監督官庁となり規制している古物営業法により許可を得ることが義務付けられております(同法3条)。当社は現在、埼玉県と東京都、茨城県に営業所(本社)があり、3都県での営業許可を取得しております。

免許	監督官庁	番号
古物商許可証	埼玉県公安委員会	第431010007249号
	東京都公安委員会	第305510007311号
	茨城県公安委員会	第401010004033号

古物営業法の規定では、買取り商品が盗品であると発覚した場合、1年以内であればこれを無償で被害者に回復することとされており(同法20条)、返還する商品については損失が発生いたします。

現在まで当社は同法に基づく監督官庁による行政処分、行政指導を受けた事実はありませんが、当社が同法に定める規制に違反した場合には、許可の取消し、営業の停止等の行政処分や罰則を科される可能性があります。その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 中小小売商業振興法による規制

当社は、フランチャイズチェーン展開を行う上で、「中小小売商業振興法」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」による規制を受けております。当社がフランチャイズ加盟店を募集するには、「中小小売商業振興法」の規制により、当社のフランチャイズ事業の内容やフランチャイズ契約書の内容を記載した法定開示書面の事前交付が義務付けられております。

今後当社はフランチャイズ加盟店との関係を強化し、指導、教育の充実に努める所存ではありますが、フランチャイズ加盟店からフランチャイズ契約に関する訴訟が提起された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定商取引に関する法律

当社が運営している「ゴルフ・ドゥ!オンラインショップ」は、「特定商取引に関する法律」の通信販売に該当し、広告の記載義務などその適用を受けております。当社は同法の規定を遵守して業務を行なっておりますが、同法に違反した場合には、違反の旨の公表や通信販売に関する業務の停止命令があり、その場合当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

古物営業法に関する規制により、商品を買受ける際、相手先の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書の交付を受けることとされておりますが、当社ではこれら個人情報を帳簿等に記載または電磁的方法により記録しております。当社では店頭販売等の業務において、顧客の住所、氏名、年齢、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等に記載または電磁的方法により記録し、管理しております。また、当社に対する愛着を一層高めてもらうことを目的とした各種販売キャンペーンを実施しております。当該企画の開催に当たっては、参加者の氏名、生年月日、住所、電話番号、ゴルフ歴、ゴルフキャリアを参加申込書に記入していただき、記入された情報は、キャンペーンを円滑に運営するために使用されております。

このように当社では、事業遂行上各ルートから個人情報に接しているため、多くの個人情報が当社に蓄積されており、当社は個人情報保護法に定める個人情報取扱業者に該当し、個人情報の取扱いについて規制の対象となっております。

このため当社では、個人情報の取扱いについて、従業員及びフランチャイズ加盟店に対する情報セキュリティ教育を実施し、また財団法人日本情報処理開発協会が認定する「プライバシーマーク」を取得いたしました。しかしながら、不測の事態によって、個人情報の外部流出が発生した場合には、当社の信用低下や損害賠償請求等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当社のみならず、フランチャイズ加盟店、販売キャンペーン等の受託企業において類似の事態が発生した場合も、当社に対する信用低下に繋がり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 不正被害防止について

当社では、フランチャイズ加盟店を含む全ての店舗の在庫商品をゴルフ・ドゥ!オンラインショップにて販売しております。平成19年下半期において、オンラインショップにてクレジットカード情報の盗用による不正（利用者成りすまし）被害が発生し、当社は3,383千円を特別損失に計上しております。このような事態の再発に備え当社は平成20年3月にクレジットカードの本人認証セキュリティを厳格化した「3-D Secure（スリーディーセキュア）（注）」を導入し、クレジットカード会社との間で当社が不正被害の負担を蒙らないよう覚書を締結しております。

しかしながら、ゴルフ・ドゥ!オンラインショップは、クレジット会社との提携により提供しているサービスのため、今後、当社の管理外の原因により当社が被害を蒙る可能性があります。また、当社は内部者により不正が発生する可能性は極めて低いものと考えておりますが、万一内部者による不正が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）ビザ・インターナショナルが開発したインターネット上でのクレジットカード決済をより安全に行うための本人認証技術をいいます。

(10) 小規模な組織体制について

平成20年3月31日現在、当社は取締役5名、常勤監査役1名、非常勤監査役2名、従業員71名と小規模組織で事業展開しております。また、内部管理体制も規模に応じた体制になっております。今後は事業の拡大に伴い、人員増強及び内部管理体制の一層の充実に努める方針ですが、人員の確保及び内部管理体制の充実に進まなかった場合、または既存の人員が社外に流出した場合、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保及び育成

中古ゴルフショップの存在に対する認知度が高まると共に、中古ゴルフショップに対する顧客の要求水準は年々高まっているものと当社では認識しております。当社はこうした顧客の要求水準を満たすとともに今後事業規模を更に拡大するために直営店舗におけるアルバイトも含めた人材育成プランを導入しております。そして、直営店舗で育った人材をフランチャイズ加盟店指導にあわせて直営店舗とフランチャイズの品質を均一化していく方針であります。しかしながら、顧客の要求水準を満たすサービスを提供しうる人材の育成・確保を当社ができなかった場合には、当社の事業展開及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 税務上の繰越欠損金を有していること

当社は、事業開始年度から税務上の繰越欠損金を有しており、現在まで住民税の均等割りのみの負担となっておりますが、当社の利益が拡大してきた場合、現在存在する税務上の繰越欠損金が解消され法人税等が発生することになります。従って、税務上の繰越欠損金の解消が進む過程では、業績の伸張の状況と当期純利益の伸びが連動しないことが考えられます。

5【経営上の重要な契約等】

(1) フランチャイズ加盟契約について

当社は、ゴルフリサイクルショップ「ゴルフ・ドゥ！」のフランチャイズ展開を行なうために、フランチャイズ加盟店とフランチャイズ加盟契約を締結しております。

フランチャイズ加盟契約の主な内容は、次のとおりです。

①契約の目的

当社は、加盟店に対して当社商標等の使用を許諾し、ゴルフリサイクルショップ「ゴルフ・ドゥ！」店経営のためのノウハウを提供する。フランチャイズ加盟店は契約時に当社に対して加盟金・保証金を支払い、毎月、ロイヤリティー・広告宣伝費等を支払う。

②加盟金その他金銭に関する事項

加盟金・・・3,000千円

保証金・・・1,000千円

ロイヤリティー・・・月間売上高に一定比率を乗じた金額

共通宣伝費・・・毎月定額

③商標等に関する事項

使用を許諾された商標類は、「ゴルフ・ドゥ！」店舗の事業以外の目的に使用してはならない。

使用許諾された商標類を使用した物品及び車両を第三者に譲渡、贈与、貸与する場合は、その商標の全てを抹消しなければならない。

④契約期間に関する事項

契約期間：開業日から5年間

契約更新：契約期間が満了する6ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による特段の意思表示がない場合、5年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

更新に際しては、フランチャイズ加盟店は当社に対し、更新料として加盟金の一定比率の金額を支払う。

⑤契約解除に関する事項

当社は、フランチャイズ加盟店が契約内容に違反した場合、またはフランチャイズ加盟店に法的倒産手続が開始された場合等にフランチャイズ加盟契約を解除することができる。

(2) エリアフランチャイズ加盟基本契約

当社は、フランチャイズ加盟契約を締結し、「ゴルフ・ドゥ！」店舗を複数経営しているフランチャイズ加盟店で一定の基準を満たしている場合、そのフランチャイズ加盟店との間で、特定の地域において優先的に出店できる権利を付与するためのエリアフランチャイズ加盟基本契約を締結しております。

エリアフランチャイズ加盟基本契約の主な内容は、次のとおりです。

①契約の目的

フランチャイズ加盟契約を締結し、「ゴルフ・ドゥ！」店舗を複数経営しているフランチャイズ加盟店で一定の基準を満たしている場合、そのフランチャイズ加盟店に対し、特定の地域において優先的に出店できる権利を付与するための契約

②権利金その他金銭に関する事項

権利金・・・定めた特定の地域（契約エリア）の範囲や人口密度などにより、当社が決定した金額

加盟金・・・1店舗500千円

保証金・・・1店舗500千円

ロイヤリティー・・・「フランチャイズ加盟契約」に定められた金額に一定の率を減額した金額

共通宣伝費・・・毎月定額

③商標等に関する事項

「フランチャイズ加盟契約」と同様とする。

④契約期間に関する事項

契約期間：契約締結日から10年間、但し満期日において有効な個別契約が存続している場合には、当該個別契約の満了日まで。

契約更新：契約期間が満了する6ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による特段の意思表示がない場合、5年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

更新に際しては、フランチャイズ加盟店は当社に対し、更新料として1店舗あたり加盟金の20%の金額を支払う。

⑤契約解除に関する事項

当社は、エリアフランチャイズ加盟店が契約内容に違反した場合、またはエリアフランチャイズ加盟店に法的倒産手続が開始された場合等にエリアフランチャイズ加盟基本契約を解除することができる。

⑥エリアフランチャイズ契約先

会社名	契約年月	対象エリア
株式会社ゴルフ・ドゥ九州	平成16年1月	長崎県を除く九州全域
株式会社ティーバイティースポーツ	平成16年6月	愛知県
松早商事株式会社	平成17年3月	長崎県
株式会社リアライズ	平成17年3月 平成17年4月	兵庫県 大阪府
株式会社ゴルフ・ドゥ北海道	平成17年8月	北海道
株式会社シンク	平成17年10月 平成19年12月	四国全域 岡山県

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1. 財務諸表の作成方法」に記載のとおりであります。

貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金、ポイント引当金などについては、過去の実績や当該事象の状況に照らして合理的と考えられる見積もり及び判断を行ない、また繰延税金資産の計上については、将来の損益などを考慮し実施しておりますが、これらの見積もりや判断における前提や状況が変化した場合には、最終的な結果が異なるものとなる可能性があります。

上記のほかには当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性のある事象につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度の財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は7億48百万円(前事業年度末は8億35百万円)となり、87百万円減少いたしました。この主な要因としては、商品は1億39百万円増加しましたが、現金及び預金が2億29百万円減少したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は4億83百万円(前事業年度末は2億97百万円)となり、1億85百万円増加いたしました。この主な要因としては、直営店舗の新規オープンによる建物の増加及び敷金・保証金、建設協力金、店舗賃借仮勘定の増加によるものです。

(負債)

当事業年度末における負債残高は3億48百万円(前事業年度末は2億82百万円)となり、66百万円増加いたしました。この主な要因としては、買掛金が53百万円、未払金が23百万円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産残高は8億82百万円(前事業年度末は8億50百万円)となり、31百万円増加いたしました。当期純利益29百万円が主な要因です。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度の売上高は前事業年度が22億7百万円であったのに対し、24億62万円と増加しました。営業利益が34百万円、経常利益が37百万円となりました。なお、当期純利益につきましては特別損失18百万円を計上し、繰延税金資産の増加により法人税等調整額△9百万円を計上した結果、29百万円の純利益となっております。この主な要因は以下のとおりです。

(売上高)

直営事業は、17億72百万円(前事業年度比122.1%)となりました。この主な要因は、前事業年度にオープンした直営店が、当事業年度では年間を通じた営業を展開したことによる売上増加2億10百万円、当事業年度にオープンした店舗の売上増加1億31百万円によるものです。

フランチャイズ事業は、6億89百万円(前事業年度比91.4%)となりました。この主な要因は、新規加盟店の獲得数の減少による加盟金及びオープン商材の売上減によるものです。

(売上原価)

直営店の新規オープン及び前事業年度にオープンした直営店の売上増により、売上原価は14億23百万円(前年同期比109.2%)となりましたが、原価率は前年同期比1.2%減少しております。

(販売費および一般管理費)

直営店出店に備えた社員の採用による人件費の増加と直営店出店による家賃地代および減価償却費が増加した結果、販売費及び一般管理費は10億4百万円（前年同期比112.7%）となりました。

(営業外損益)

営業外収益は、自動販売機手数料収入が増加し、営業外費用はたな卸資産廃棄損1百万円を計上しております。

(特別損益)

特別損益については、固定資産除却損1百万円、投資有価証券評価損8百万円、減損損失1百万円、債権買戻損3百万円、店舗閉鎖損失3百万円を計上しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の売上は、直営店の売上、既存フランチャイズ加盟店の売上に対するロイヤリティ収入等及び新規フランチャイズ加盟時の加盟金等からなっております。これらのうち、直営店及びフランチャイズ店の売上は景気、特に個人消費や天候、新品市場の動向に、また競合店の参入などにより影響を受けやすく、新規フランチャイズ加盟店獲得においては以上のような要因のほかに店舗の大型化、同業店との競争力の優劣、差別化などが重要な要因となっております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

次期の見通しにつきましては、国際的な金融市場の混乱や原油価格の高騰等に伴う原材料高、平成21年3月期の国内企業の業績見通しでの減益予想や物価上昇で消費者心理に慎重さが増す等、景気先行きの不透明感が否めない状況です。さらに、ゴルフ業界におきましては平成20年1月1日より高反発クラブに対する規制がスタートいたしました。

このような状況のもとで当社は、会社理念である「ゴルフ・ドゥ！ブランドを通して、世界の人々に夢と感動と心の満足を提供する」の体現を目指し、「ゴルフ・ドゥ！」の出店戦略を強力に推進していきます。具体的には、150坪クラスの大規模店舗を1都3県を中心とした首都圏に5店舗出店することを計画しております。また、フランチャイズ加盟店につきましては、2店舗の新規出店を予定しております。しかしながら、直営店舗の出店が平成19年6月の改正建築基準法施行以降、建築許可申請や着工に遅れが生じておりますが、年度内の出店ができるように最大限の努力を尽くしてまいります。

さらに、店舗在庫の効率的な流通チャネルとして、インターネットでの販売にも、積極的に取り組んでまいります。当期において、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」では、「用品販売」「ネット買取り」とサービスを拡充し、ショップ会員は3万人を突破し、月商では、150坪パッケージ2店舗分の売上にも成長しております。また、中期経営計画で示した新業態店舗開発のための「NCSプロジェクト」が本格的に始動、今期（平成21年3月期）中に出店を目指して、新たな人材の確保や外部協力会社も含めた総合プロジェクトとして積極的に経営資源の投入も計画しております。

以上のことから、平成21年3月期の業績見通しは、売上高35億円（前年同期比10億38百万円増）、利益面では経常利益が40百万円（前年同期比3百万円増）、当期純利益は32百万円（前年同期比3百万円増）を見込んでおります。

① 売上高

店舗出店計画は直営事業で5店舗、フランチャイズ事業で2店舗、NCS事業で1店舗を予定しておりますが、上半期は直営事業で3店舗のみの出店となります。したがって、売上高は、第2四半期累計で15億円、通期で35億円を見込んでおります。

② 経常利益

売上高増強策として、直営事業におきましては、新品クラブ販売を本格的に開始いたします。このことにより売上高は増加いたしますが、一方、粗利益率は2～3%程度低下することを見込んでおります。直営事業では、新品クラブ販売に伴って、「新品クラブ取扱いの認知」と「新たな顧客開拓」のために販売促進費を大幅に増加いたします。NCS事業におきましても出店時には、「オープニングイベント」を予定しております。また、昨今の人材難に伴い、店舗スタッフの中途採用による増員、アルバイトを一部契約社員にて募集することも計画しております。

したがって、経常利益は第2四半期累計期間で20百万円の経常損失、通期では40百万円の経常利益を見込んでおります。

③ 当期純利益

法人税等を見込むことから、第2四半期累計期間では23百万円の純損失、通期では32百万円の純利益となります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは17百万円の使用となりました。たな卸資産が1億40百万円増加したことが要因となっております。

現金及び現金同等物（以下「資金」という。）が、前事業年度末に比べ2億29百万円減少し、事業年度末時点で99百万円（前年同期末比69.7%減）となりました。これは前事業年度に内部留保いたしました資金を直営店舗の新規出店を中心とした設備投資（66百万円）及び直営店舗出店のための敷金・保証金、建設協力金等（1億48百万円）に充当したためであり、繰延税金資産を除外した流動比率は前年同期比134.3ポイント減少して266.7%、当座比率も同様に146.9ポイント減少し、64.3%となっております。財務体質の健全性を維持しつつ、今後も直営店の出店を進めてまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、中期経営計画「Reborn2010」（第21期～第23期）に掲げております経営目標“2010年3月期売上高60億円、経常利益6億円”の実現に向けて、3 対処すべき課題 に記載いたしました5つの課題を解決するための施策を確実に実行していくことが重要であると認識しております。

また、当社は現在、中古ゴルフ用品市場を主な事業領域としておりますが、今後は幅広い顧客層をより多く獲得するためにも、ゴルフに関する商品・サービスを広く取り扱う新しいコンセプトの店舗展開やインターネットを通じたショッピングサイトなどeコマース事業の強化を推進していく方針であります。

さらに当社は、長期的に安定成長する継続企業として、あらゆる環境変化に対応できるような組織作り、人材育成を行い、顧客満足度及び企業価値を高めていく方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度は、新規直営店2店の店舗の内外装や什器備品の購入、POSシステムの導入などで総額64百万円の設備投資を実施しております。また、POS、OA機器の新型導入により7百万円の設備投資をおこなっております。ソフトウェアにおきましても、内部統制用システムの導入、ネット販売用プログラム及びPOSシステムのプログラム追加を行い12百万円の投資を行っております。

店舗は全て賃借物件のため、土地・建物の取得はなく、45百万円の建物・構築物への投資の大半は建物の内外装や広告塔設置などへの支出であり、工具器具備品の増加26百万円の内19百万円も新規出店した店舗の陳列什器等の取得やPOS、OA機器の導入に当てております。

当事業年度において旧式となりましたOA機器の除却1百万円を実施しております。

2【主要な設備の状況】

当社の事業所は、本社と直営店11店舗（埼玉県8店舗、東京都2店舗、茨城県1店舗）であり、事業所別の設備及び従業員の配置状況は、次のとおりであります。

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (埼玉県さいたま市)	統括業務施設	14,666	1,886	— (—)	8,844	25,397	29 (9)
与野中央店 (埼玉県さいたま市)	直営店舗	56	—	— (—)	558	615	3 (5)
吹上店 (埼玉県鴻巣市)	直営店舗	5,852	—	— (—)	1,532	7,384	4 (4)
草加店 (埼玉県草加市)	直営店舗	8,316	—	— (—)	3,063	11,380	5 (10)
多摩ニュータウン店 (東京都八王子市)	直営店舗	5,703	—	— (—)	2,317	8,021	3 (4)
深谷店 (埼玉県深谷市)	直営店舗	7,881	—	— (—)	2,812	10,693	3 (7)
花小金井店 (東京都小平市)	直営店舗	5,568	—	— (—)	2,245	7,813	3 (5)
北浦和店 (埼玉県さいたま市)	直営店舗	4,731	—	— (—)	2,206	6,938	4 (5)
川越店 (埼玉県川越市)	直営店舗	13,826	—	— (—)	7,256	21,082	6 (10)
桶川末広店 (埼玉県桶川市)	直営店舗	9,357	—	— (—)	5,546	14,903	4 (6)
水戸店 (茨城県水戸市)	直営店舗	17,591	—	— (—)	7,300	24,892	4 (7)
大宮丸ヶ崎店 (埼玉県さいたま市)	直営店舗	26,574	—	— (—)	9,145	35,720	3 (8)
新店舗	直営店舗	—	—	— (—)	2,241	2,241	(3)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社の設備投資の内容は、その大半が直営店舗出店のためのものであります。出店に際しては、土地・建物は原則的に賃借としているため、主な設備は店舗内外装、商品陳列什器等であります。

平成20年3月31日現在における直営店舗出店計画に基づく設備投資計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定日		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
直営店舗 (埼玉県久喜市)	新規出店	112	30	自己資金	平成19年10月	平成20年3月	495㎡
直営店舗 (武蔵村山市)	新規出店	145	40	自己資金及び 借入	平成20年1月	平成20年5月	502㎡
直営店舗 (さいたま市)	新規出店	150	35	自己資金及び 借入	平成20年3月	平成20年6月	512㎡
直営店舗 (首都圏)	新規出店	230	—	自己資金及び 借入	平成20年6月	平成21年1月	1,470㎡

(注) 新規出店により売場面積が900坪(約2,979㎡)増加する計画であります。また、出店費用には、内外装費用、什器備品、敷金・保証金、建設協力金などが含まれます。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額	除却等の予定年月	売場面積 (㎡)
与野中央店	埼玉県さいたま市	店舗設備	—	平成20年6月	334

(注) 当事業年度末に減損処理を行っているため、帳簿価額は回収可能価額まで減額しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,000
計	44,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,083	13,083	名古屋証券取引所(セントレックス)	—
計	13,083	13,083	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成17年2月8日臨時株主総会決議

区 分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	155	155
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155	155
新株予約権の行使時の払込金額(円)	37,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日 ～平成24年2月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 37,000 資本組入額 18,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時までに、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	—	—

(注) 平成17年2月8日開催の臨時株主総会決議では245個付与しておりますが、権利行使により55個、役員、従業員の退職により35個が放棄されております。

② 平成17年6月28日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	161	161
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	161	161
新株予約権の行使時の払込金額(円)	137,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 137,000 資本組入額 68,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時までに、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	—	—

(注) 平成17年6月28日開催の定時株主総会決議では200個付与しておりますが、役員、従業員の退職により39個が放棄されております。

③ 平成17年6月28日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	137,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 137,000 資本組入額 68,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時においても、 当社と良好な関係を維持している ことを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役 会会の承認を要する。また、質入 れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	—	—

(注1) 新株予約権①②及び③について、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により目的株式数を調整いたします。

また、調整の結果生じる1株未満の端株についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(注2) 新株予約権①②及び③について、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により1株当たり払込金額を調整いたします。調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

調整後1株当たり払込金額 = 調整前1株当たり払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成17年1月31日 (注) 1	5,514	11,028	—	1,252,111	—	—
平成17年3月11日 (注) 2	—	11,028	△888,363	363,748	—	—
平成18年4月5日 (注) 3	2,000	13,028	136,000	499,748	176,800	176,800
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注) 4	55	13,083	1,017	500,765	1,017	177,817

- (注) 1. 株式分割：1株を2株に分割
 2. 繰越損失解消のための減資
 3. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 発行価格 170,000円
 発行価額 136,000円
 資本組入額 68,000円
 払込金総額 312,800千円
 4. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 ー株) (注)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	3	14	2	2	1,069	1,092	—
所有株式数 (株)	—	8	153	1,431	17	2	11,472	13,083	—
所有株式数の 割合 (%)	—	0.06	1.17	10.94	0.13	0.01	87.69	100	—

(注) 当社は単元株制度を採用しておりません。

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
松田 芳久	さいたま市南区	5,732	43.81
赤根 豊	東京都杉並区	651	4.97
ヤフー株式会社	東京都港区六本木6-10-1	540	4.12
ラオックス株式会社	東京都千代田区神田須田町2丁目19番地	400	3.05
細田 裕三	千葉県浦安市	268	2.04
伊東 龍也	さいたま市南区	185	1.41
池田 孝徳	佐賀県鹿島市	163	1.24
株式会社丸三	島根県出雲市渡橋町1239	163	1.24
中村 義和	長崎県佐世保市	137	1.04
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4	134	1.02
計	—	8,373	64.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 13,083	13,083	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	13,083	—	—
総株主の議決権	—	13,083	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年2月8日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5 監査役 1 従業員 23	取締役 5 監査役 3 従業員 38
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、今後も積極的な大型直営店の出店を続け、成長路線に拍車をかけるため、利益につきましては第一に内部に留保して資金需要に充てていく方針であります。公開企業として株主に対して責務を果たすために、将来的には配当性向を設定し、これに基づき利益を株主に還元していく所存であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき内部留保して資金需要に充てるため当期は無配当と致します。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成15年6月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	—	—	—	—	710,000	82,100
最低(円)	—	—	—	—	50,100	45,000

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所(セントレックス市場)におけるものです。

なお、平成18年4月6日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	平成19年11月	平成19年12月	平成20年1月	平成20年2月	平成20年3月
最高(円)	54,900	56,400	54,800	52,300	50,500	49,000
最低(円)	50,900	49,950	50,000	46,800	45,000	45,500

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所(セントレックス市場)におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長		松田 芳久	昭和33年 8月21日生	昭和61年11月 有限会社ボックスグループ設立、代表取締役就任 昭和62年 9月 有限会社プラス・ワン設立、代表取締役就任 平成元年 2月 有限会社ボックスグループを株式会社へ改組 代表取締役就任(現任) 平成 8年 9月 スタアダイレクト株式会社取締役就任 平成12年 4月 有限会社プラス・ワンを株式会社ゴルフ・ドゥへ改組 代表取締役就任 平成17年 4月 取締役会長就任(現任)	(注) 4	5,732
代表取締役社長		伊東 龍也	昭和31年 7月20日生	平成 7年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年 4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 専務取締役就任 平成15年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ九州取締役就任 平成17年 4月 代表取締役社長就任(現任)	(注) 4	185
取締役	経営管理 本部長	大井 康生	昭和26年 2月25日生	平成13年 4月 アールビバン株式会社入社 平成14年 5月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成17年 4月 経営管理本部長就任(現任) 平成17年 6月 取締役就任(現任)	(注) 4	10
取締役	マーケティング 本部長	井上 文彦	昭和34年 5月16日生	平成14年 6月 株式会社ボックスグループ入社 平成15年10月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成17年 4月 マーケティング本部長就任(現任) 平成17年 6月 取締役就任(現任)	(注) 4	10
取締役		中川 公隆	昭和19年10月23日生	平成16年 7月 東京ビジネスオーデット株式会社 取締役就任(現任) 平成17年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ 顧問 平成18年11月 取締役就任(現任)	(注) 4	
常勤監査役		小澤 幸乃	昭和30年 4月25日生	昭和61年11月 株式会社ボックスグループ入社 平成 5年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年 4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 取締役就任 平成12年 9月 常勤監査役就任(現任)	(注) 5	10
監査役		志村 孝典	昭和34年 2月19日生	昭和63年 9月 株式会社水上三洋商会入社 平成12年 9月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任(現任)	(注) 5	
監査役		安野 憲起	昭和24年 4月28日生	平成 2年 8月 司法書士登録、安野事務所所長(現任) 平成17年 2月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任(現任)	(注) 5	
計						

- (注) 1. 代表取締役社長 伊東龍也は、取締役会長松田芳久の義弟であります。
 2. 監査役 志村孝典と安野憲起は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
 3. 取締役 中川公隆は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。
 4. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 5. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。
 補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
牧野 尚子	昭和46年11月17日生	平成12年 5月 大貫事務所入所 平成13年 4月 司法書士登録 平成17年 5月 牧野司法書士事務所開設(現任)	—

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「ゴルフ・ドゥ!ブランドを通して、世界の人々に夢と感動と心の満足を提供する」を経営理念とし、ゴルフ・リサイクル事業の先駆者として事業展開を行っております。その中で、遵法経営と株主価値の向上を目標に経営効率の追求を行い、その結果については透明性の高い情報開示を通じて社会的責任を遂行し、企業価値の向上と経営の長期安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題として認識し、諸施策を実施しております。

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況

当社では、業務執行上の重要な経営課題については最初に経営会議で十分な審議・検討を行ない、その結果を踏まえて取締役会で会社としての意思決定を下しております。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が一部業務執行に関する決定権限を経営会議に委譲し、迅速な意思決定による効率的な経営を推進しております。

経営会議は、取締役と室長、本部長から構成されており、原則毎月2回の頻度で開催されております。

取締役会は、取締役4名と社外取締役1名の合計5名で構成されており、定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要の都度開催されております。

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名の合計3名で構成されており、各監査役は原則毎月開催される監査役会へ出席するほか、取締役会への出席や個々の取締役に対する聞き取り調査などを通じて取締役の業務執行状況を監督しております。

内部監査につきましては内部監査室を設置し、「内部監査規程」ならびに「個人情報管理規程」に基づき各部門の業務監査、制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取り締役に報告しております。社員1名がその任にあたり監査役との連携を密にして計画的な監査を実施しております。

また、「内部統制システム構築に関する基本方針」を平成19年3月14日の取締役会にて決議し、平成19年4月1日より施行、平成19年7月17日に改訂いたしました。概要は以下の通りとなっております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 財務報告に係る適正性を確保するための体制
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ⑨ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(3) リスク管理体制の整備状況

リスク管理につきましては、役職員及びフランチャイズ加盟店に対して関連法令及び社内規則の遵守徹底と社会的責任についての意識高揚を図り、リスクの発生を防いでおります。しかし、それにもかかわらずリスク発生の可能性がある場合には、営業・管理等の部門にかかわらず担当部署からリスク発生の可能性に関する情報を速やかに経営会議を始めとする社内会議に報告し、必要がある場合には顧問弁護士などの社外専門家と連携し、会社として迅速で適切な対応が取れるよう、リスクコントロール体制を確立しております。

(4) 役員報酬の内容

株主総会決議で定めている役員報酬の限度額は取締役160,000千円、監査役20,000千円ですが、当事業年度の取締役に対する役員報酬は37,467千円（兼務使用人分を除く）、監査役報酬は8,400千円です。

(5) 社外取締役及び社外監査役との資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外取締役である中川公隆と当社との間には取引関係及び資本関係はありません。

当社の社外監査役である志村孝典、安野憲起と当社との間には取引関係及び資本関係はありません。

なお、その他の利害関係として、社外監査役は以下の新株予約権を保有しております。

社外監査役 志村孝典 5個

社外監査役 安野憲起 5個

- (6) 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等
 当社は監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。
 当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員 業務執行社員 浅枝芳隆	監査法人トーマツ
指定社員 業務執行社員 鎌田竜彦	監査法人トーマツ

また、会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

公認会計士 1名、会計士補 2名、その他 4名

(7) 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	10,000千円
それ以外の報酬	1,540千円

(8) 内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携

当社では、「内部監査実施計画書」の作成時及び内部監査実施後のその結果報告等により、内部監査担当者と監査役は定期的な情報交換を実施しております。

また、会計監査人と監査役は、「年度監査計画」の策定及び会計監査の実施に際し、各々の意見交換をもって相互連携に務めております。

(9) コンプライアンス体制の充実に向けた取組み

社長直轄の組織として経営企画室を設け、社員2名をコンプライアンス担当としてコンプライアンス体制の整備・維持を図っております。経営企画室では、各部の業務活動全般に関し、年度計画に従って計画・手続の妥当性や業務実施の有効性等について内部監査を実施しており、問題点の改善に向け具体的な助言・勧告を行ない、改善状況のチェックを通じて内部統制レベルを引き上げております。また、従来と同様に今後も弁護士、司法書士といった外部専門家を活用する方針ではありますが、コンプライアンス担当の設置により社内的なチェック体制を強化し、非定型な契約締結時における契約書の内容や法令改正等に対する会社対応策の相談など不明確な部分を専門家の判断を仰ぐことで活用する方針であります。

(10) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役並びに社外補欠監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役並びに社外補欠監査役共に、法令の範囲内としております。なお、当該責任限定が定められるのは、当該社外取締役、社外監査役並びに社外補欠監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(11) 取締役の定数

当社の取締役は7名以下とする旨定款に定めております。

(12) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(13) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

① 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的としております。

② 取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

③ 中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(14) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円満な運営を行うことを目的としております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			329,158		99,598	
2. 売掛金			101,185		77,933	
3. 商品			376,521		516,165	
4. 貯蔵品			3,123		2,331	
5. 前払費用			18,235		22,519	
6. 繰延税金資産			17,913		34,549	
7. その他			1,091		595	
貸倒引当金			△11,953		△5,544	
流動資産合計			835,274	73.7	748,148	60.7
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		93,500		135,886		
減価償却累計額		20,417	73,083	28,277	107,609	
(2) 構築物		16,316		18,022		
減価償却累計額		3,832	12,484	5,504	12,518	
(3) 車両運搬具		6,223		5,002		
減価償却累計額		3,974	2,249	3,116	1,886	
(4) 工具器具備品		144,038		141,025		
減価償却累計額		90,509	53,528	85,954	55,071	
(5) 建設仮勘定			120		567	
有形固定資産合計			141,465	12.5	177,652	14.4
2. 無形固定資産						
(1) 電話加入権			923		923	
(2) ソフトウェア			36,178		37,545	
(3) ソフトウェア仮勘定			682		1,302	
無形固定資産合計			37,785	3.3	39,771	3.3

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		12,775		4,651	
(2) 長期貸付金		333		1,567	
(3) 長期前払費用		1,933		8,855	
(4) 敷金・保証金		103,825		130,291	
(5) 建設協力金		—		32,364	
(6) 店舗賃借仮勘定 貸倒引当金		— △333		90,000 △1,567	
投資その他の資産合計		118,534	10.5	266,163	21.6
固定資産合計		297,785	26.3	483,587	39.3
資産合計		1,133,060	100.0	1,231,735	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 買掛金		63,590		117,497	
2. 未払金		55,865		79,249	
3. 未払費用		36,643		37,007	
4. 未払法人税等		5,753		6,709	
5. 未払消費税等		10,254		369	
6. 預り金		4,268		2,241	
7. 賞与引当金		16,532		13,592	
8. ポイント引当金		10,910		10,470	
9. その他		—		396	
流動負債合計		203,818	18.0	267,534	21.7
II 固定負債					
1. 退職給付引当金		22,528		32,057	
2. 預り保証金		55,800		49,300	
固定負債合計		78,328	6.9	81,357	6.6
負債合計		282,147	24.9	348,891	28.3
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		499,748	44.1	500,765	40.7
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		176,800		177,817	
資本剰余金合計		176,800	15.6	177,817	14.4
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		174,364		204,260	
利益剰余金合計		174,364	15.4	204,260	16.6
株主資本合計		850,913	75.1	882,844	71.7
純資産合計		850,913	75.1	882,844	71.7
負債純資産合計		1,133,060	100.0	1,231,735	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			2,207,104	100.0		2,462,327	100.0
II 売上原価							
1. 商品期首たな卸高		417,777			376,521		
2. 当期商品仕入高		1,273,409			1,581,949		
合計		1,691,186			1,958,470		
3. 他勘定振替高	※1	11,617			18,829		
4. 商品期末たな卸高		376,521	1,303,047	59.0	516,165	1,423,475	57.8
売上総利益			904,056	41.0		1,038,852	42.2
III 販売費及び一般管理費	※2		890,995	40.4		1,004,166	40.8
営業利益			13,060	0.6		34,685	1.4
IV 営業外収益							
1. 受取利息		205			652		
2. 受取手数料		1,731			265		
3. 自動販売機手数料		1,867			2,012		
4. 加盟契約解約違約金		830			1,287		
5. 保険差益		301			700		
6. 継続雇用定着促進助成金		—			600		
7. 雑収入		1,147	6,084	0.3	120	5,638	0.2
V 営業外費用							
1. 支払利息		45			—		
2. 株式交付費		11,904			18		
3. たな卸資産廃棄損		—			1,780		
4. 盗難品返還		—			487		
5. 雑損失		230	12,180	0.6	41	2,328	0.1
経常利益			6,964	0.3		37,994	1.5

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
VI 特別利益							
1. 貸倒引当金戻入益		1,161			—		
2. 固定資産売却益	※3	—	1,161	0.1	186	186	0.0
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※4	68			1,887		
2. 減損損失	※5	5,516			1,707		
3. 投資有価証券評価損		—			8,124		
4. 合意解約精算金		6,000			—		
5. 店舗閉鎖損失		—			3,000		
6. 債権買戻損	※6	—	11,585	0.5	3,383	18,103	0.7
税引前当期純利益又は税 引前当期純損失(△)			△3,458	△0.2		20,077	0.8
法人税、住民税及び事 業税		5,785			6,817		
法人税等調整額		42,597	48,383	2.2	△16,636	△9,818	△0.4
当期純利益又は当期純 損失(△)			△51,842	△2.4		29,895	1.2

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高（千円）	363,748	—	226,207	589,955	589,955
事業年度中の変動額					
新株の発行	136,000	176,800		312,800	312,800
当期純損失			△51,842	△51,842	△51,842
事業年度中の変動額合計（千円）	136,000	176,800	△51,842	260,957	260,957
平成19年3月31日 残高（千円）	499,748	176,800	174,364	850,913	850,913

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日 残高（千円）	499,748	176,800	174,364	850,913	850,913
事業年度中の変動額					
新株の発行	1,017	1,017		2,035	2,035
当期純利益			29,895	29,895	29,895
事業年度中の変動額合計（千円）	1,017	1,017	29,895	31,930	31,930
平成20年3月31日 残高（千円）	500,765	177,817	204,260	882,844	882,844

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		△3,458	20,077
減価償却費		39,164	45,348
長期前払費用償却額		395	560
株式交付費		11,904	18
貸倒引当金の減少額		△49	△5,174
退職給付引当金の増加額		8,171	9,528
賞与引当金の増加額 (△:減少額)		9,971	△2,940
ポイント引当金減少額		△4,950	△440
受取利息及び受取配当金		△205	△652
投資有価証券評価損		—	8,124
支払利息		45	—
減損損失		5,516	1,707
固定資産除却損		68	1,887
長期前払費用増加額		△1,100	△7,482
売上債権の減少額 (△:増加額)		△9,038	21,438
たな卸資産の減少額 (△:増加額)		38,108	△140,173
その他流動資産減少額 (△:増加額)		954	△4,507
仕入債務の増加額 (△:減少額)		△20,825	53,907
未払金の増加額		7,586	3,629
未払費用の増加額		8,360	363
未払消費税等の増加額 (△減少額)		7,400	△8,944
その他流動負債の減少額		△164	△1,629
預り保証金の減少額		△9,000	△6,500
小計		88,857	△11,852
利息及び配当金の受取額		173	543
利息の支払額		△45	—
法人税等の支払額		△5,045	△5,753
営業活動によるキャッシュ・フロー		83,939	△17,062

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△35,599	△53,036
有形固定資産の売却による収入		—	147
無形固定資産の取得による支出		△27,780	△13,372
貸付金の回収による収入		788	578
敷金・保証金拋出による支出		△18,107	△37,852
敷金・保証金返還による収入		7,000	11,385
建設協力金拋出による支出		—	△32,455
建設協力金回収による収入		—	90
店舗賃借仮勘定拋出による支出		—	△90,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		△73,698	△214,514
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△:減少額)		△120,000	—
株式発行による収入		300,895	2,016
財務活動によるキャッシュ・フロー		180,895	2,016
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△:減少額)		191,136	△229,559
VI 現金及び現金同等物の期首残高		138,021	329,158
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※	329,158	99,598

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p> その他有価証券 時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。 </p>	<p>同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p> (1) 商品…総平均法に基づく原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品…最終仕入原価法による原価法を採用しております。 </p>	<p> (1) 商品 i ゴルフクラブ 個別法による原価法を採用しております。 ii ゴルフクラブ以外 総平均法に基づく原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 同左 </p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p> (1) 有形固定資産 建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～24年 構築物 10年～20年 車両運搬具 2年～ 6年 工具器具備品 2年～15年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア…社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) 長期前払費用 均等償却しております。 </p>	<p> (1) 有形固定資産 建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～24年 構築物 10年～20年 車両運搬具 2年～ 6年 工具器具備品 2年～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ916千円減少しております。 (2) 無形固定資産 ソフトウェア 同左 (3) 長期前払費用 同左 </p>
4. 繰延資産の処理方法	<p> 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱) 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 </p>	<p> 株式交付費 同左 — </p>

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。</p> <p>(賞与引当金の支給対象期間) 給与規程改正に伴い従来夏季賞与の支給対象期間を12月から5月までとしておりましたが、当期より同賞与の対象期間を10月から3月まで、と変更いたしました。</p> <p>当該変更に伴い、従来の支給対象期間によった場合と比較して、賞与引当金が6,405千円増加しておりますが、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。</p> <p>(4)ポイント引当金 ポイント使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイントの期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>—</p> <p>(3)退職給付引当金 同左</p> <p>(4)ポイント引当金 同左</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は850,913千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>(たな卸資産の評価基準及び評価方法) 当事業年度より、事業部別、直営店舗別の営業実績をより実態に即して把握するため、また個別に評価することがシステム上可能となったことにより商品の内、ゴルフクラブに関して評価基準及び評価方法を総平均法による原価法から個別法による原価法に変更しております。 この変更によりたな卸資産は4,092千円、営業利益、経常利益及び税引前純利益は、それぞれ3,284千円減少しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>—</p>	<p>(損益計算書) 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「継続雇用定着促進助成金」は、営業外収益の100分の10を超えたため区分掲記いたしました。 なお、前期における「継続雇用定着促進助成金」の金額は600千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

<p>前事業年度 (平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (平成20年3月31日)</p>
<p>—</p>	<p>—</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
<p>※1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売促進費</td> <td style="text-align: right;">587 (千円)</td> </tr> <tr> <td>FC運営費</td> <td style="text-align: right;">192</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td style="text-align: right;">5,915</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,647</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,275</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,617</td> </tr> </table>	販売促進費	587 (千円)	FC運営費	192	消耗品費	5,915	固定資産	2,647	その他	2,275	合計	11,617	<p>※1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売促進費</td> <td style="text-align: right;">1,477 (千円)</td> </tr> <tr> <td>運送費</td> <td style="text-align: right;">891</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td style="text-align: right;">8,920</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,322</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td style="text-align: right;">1,776</td> </tr> <tr> <td>雑損失</td> <td style="text-align: right;">964</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,477</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,829</td> </tr> </table>	販売促進費	1,477 (千円)	運送費	891	消耗品費	8,920	固定資産	1,322	雑費	1,776	雑損失	964	その他	3,477	合計	18,829																				
販売促進費	587 (千円)																																																
FC運営費	192																																																
消耗品費	5,915																																																
固定資産	2,647																																																
その他	2,275																																																
合計	11,617																																																
販売促進費	1,477 (千円)																																																
運送費	891																																																
消耗品費	8,920																																																
固定資産	1,322																																																
雑費	1,776																																																
雑損失	964																																																
その他	3,477																																																
合計	18,829																																																
<p>※2 販売費に属する費用のおおよその割合は18%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は82%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">FC運営費</td> <td style="text-align: right;">84,516 (千円)</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">28,206</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td style="text-align: right;">34,543</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">46,000</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td style="text-align: right;">196,332</td> </tr> <tr> <td>雑給</td> <td style="text-align: right;">67,400</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">109,019</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">51,926</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">39,164</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用償却費</td> <td style="text-align: right;">395</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,112</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">16,532</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">8,171</td> </tr> </table>	FC運営費	84,516 (千円)	広告宣伝費	28,206	販売促進費	34,543	役員報酬	46,000	給与	196,332	雑給	67,400	地代家賃	109,019	支払手数料	51,926	減価償却費	39,164	長期前払費用償却費	395	貸倒引当金繰入額	1,112	賞与引当金繰入額	16,532	退職給付引当金繰入額	8,171	<p>※2 販売費に属する費用のおおよその割合は16%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は84%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">FC運営費</td> <td style="text-align: right;">74,984 (千円)</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td style="text-align: right;">238,476</td> </tr> <tr> <td>雑給</td> <td style="text-align: right;">68,094</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">138,331</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">50,295</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">45,348</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用償却費</td> <td style="text-align: right;">560</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">548</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">13,592</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">11,544</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">750</td> </tr> </table>	FC運営費	74,984 (千円)	給与	238,476	雑給	68,094	地代家賃	138,331	支払手数料	50,295	減価償却費	45,348	長期前払費用償却費	560	貸倒引当金繰入額	548	賞与引当金繰入額	13,592	退職給付引当金繰入額	11,544	ポイント引当金繰入額	750
FC運営費	84,516 (千円)																																																
広告宣伝費	28,206																																																
販売促進費	34,543																																																
役員報酬	46,000																																																
給与	196,332																																																
雑給	67,400																																																
地代家賃	109,019																																																
支払手数料	51,926																																																
減価償却費	39,164																																																
長期前払費用償却費	395																																																
貸倒引当金繰入額	1,112																																																
賞与引当金繰入額	16,532																																																
退職給付引当金繰入額	8,171																																																
FC運営費	74,984 (千円)																																																
給与	238,476																																																
雑給	68,094																																																
地代家賃	138,331																																																
支払手数料	50,295																																																
減価償却費	45,348																																																
長期前払費用償却費	560																																																
貸倒引当金繰入額	548																																																
賞与引当金繰入額	13,592																																																
退職給付引当金繰入額	11,544																																																
ポイント引当金繰入額	750																																																
<p>※3 —</p>	<p>※3 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">186 (千円)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">186</td> </tr> </table>	車両運搬具	186 (千円)	合計	186																																												
車両運搬具	186 (千円)																																																
合計	186																																																
<p>※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">42 (千円)</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">68</td> </tr> </table>	車両運搬具	42 (千円)	工具器具備品	26	合計	68	<p>※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,887 (千円)</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,887</td> </tr> </table>	工具器具備品	1,887 (千円)	合計	1,887																																						
車両運搬具	42 (千円)																																																
工具器具備品	26																																																
合計	68																																																
工具器具備品	1,887 (千円)																																																
合計	1,887																																																

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																										
<p>※5 減損損失</p> <p>当社は、資産グルーピングに際し、主に管理会計上の区分についてキャッシュ・フローを生み出す最少の単位を直営店舗と捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大宮店 (埼玉県さいたま市)</td> <td>店舗</td> <td>建物、構築物、 工具器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失の認識の可否を検討した結果、東大宮店の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（5,516千円）を減損損失として特別損失に計上しております。東大宮店の回収可能価額は正味売却価額を用いております。</p> <p>減損当該資産については他の直営店舗への転用が不可能であり、正味売却価額については0と認識しております。</p> <p>(減損損失の内訳)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">5,001千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">514</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,516千円</td> </tr> </table> <p>※6 —</p>	場所	用途	種類	東大宮店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、 工具器具備品	建物	5,001千円	構築物	514	計	5,516千円	<p>※5 減損損失</p> <p>当社は、資産グルーピングに際し、主に管理会計上の区分についてキャッシュ・フローを生み出す最少の単位を直営店舗と捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>与野中央店 (埼玉県さいたま市)</td> <td>店舗</td> <td>建物、構築物、 工具器具備品</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失の認識の可否を検討した結果、与野中央店の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（1,707千円）を減損損失として特別損失に計上しております。与野中央店の回収可能価額は正味売却価額を用いております。</p> <p>減損当該資産については他の直営店舗への転用が不可能であり、正味売却価額については0と認識しております。</p> <p>(減損損失の内訳)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">786千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">611</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">309</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,707千円</td> </tr> </table> <p>※6 債権買戻 販売債権の買戻しによる損失3,383千円であります。</p>	場所	用途	種類	与野中央店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、 工具器具備品	建物	786千円	構築物	611	工具器具備品	309	計	1,707千円
場所	用途	種類																									
東大宮店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、 工具器具備品																									
建物	5,001千円																										
構築物	514																										
計	5,516千円																										
場所	用途	種類																									
与野中央店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、 工具器具備品																									
建物	786千円																										
構築物	611																										
工具器具備品	309																										
計	1,707千円																										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	11,028	2,000	—	13,028
合計	11,028	2,000	—	13,028

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,000株は一般募集による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高 (千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	100	—	—	100	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 上記の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	13,028	55	—	13,083
合計	13,028	55	—	13,083

（注）普通株式の発行済株式総数の増加55株はストック・オプションの行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	100	—	—	100	—
	合計	—	—	—	—	—	—

（注）上記の新株予約権は、権利行使可能なものであります。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）		当事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (千円)		現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	329,158	現金及び預金勘定	99,598
現金及び現金同等物	329,158	現金及び現金同等物	99,598

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

重要性が乏しいので、財務諸表等規則第8条の6第6項により、記載しておりません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

重要性が乏しいので、財務諸表等規則第8条の6第6項により、記載しておりません。

(有価証券関係)

時価のない主な有価証券の内容

種類	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
(1) その他有価証券 非上場株式	12,775	4,651

(注) 当事業年度において、有価証券について8,124千円 (その他有価証券で時価のない株式8,124千円) 減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 (平成19年3月31日)</p> <table><tr><td>退職給付債務</td><td>22,528千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>22,528千円</td></tr></table> <p>(注) 当社は、退職給付の算定方法として簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table><tr><td>勤務費用</td><td>8,171千円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>8,171千円</td></tr></table>	退職給付債務	22,528千円	退職給付引当金	22,528千円	勤務費用	8,171千円	退職給付費用	8,171千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 (平成20年3月31日)</p> <table><tr><td>退職給付債務</td><td>32,057千円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>32,057千円</td></tr></table> <p>(注) 当社は、退職給付の算定方法として簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table><tr><td>勤務費用</td><td>11,544千円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>11,544千円</td></tr></table>	退職給付債務	32,057千円	退職給付引当金	32,057千円	勤務費用	11,544千円	退職給付費用	11,544千円
退職給付債務	22,528千円																
退職給付引当金	22,528千円																
勤務費用	8,171千円																
退職給付費用	8,171千円																
退職給付債務	32,057千円																
退職給付引当金	32,057千円																
勤務費用	11,544千円																
退職給付費用	11,544千円																

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 23名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 245株	普通株式 200株
付与日	平成17年3月31日	平成17年8月1日
権利確定条件	付与日(平成17年3月31日)以降、権利確定日(平成19年2月28日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成17年8月1日)以降、権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	23ヶ月間(自平成17年3月31日 至平成19年2月28日)	23ヶ月間(自平成17年8月1日 至平成19年6月30日)
権利行使期間	自 平成19年3月 1日 至 平成24年2月29日	自 平成19年7月 1日 至 平成24年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成19年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	240	191
付与	—	—
失効	5	15
権利確定	235	—
未確定残	—	176
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	235	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	235	—

② 単価情報

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	37,000	137,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 23名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプション数（注）	普通株式 245株	普通株式 200株
付与日	平成17年3月31日	平成17年8月1日
権利確定条件	付与日（平成17年3月31日）以降、権利確定日（平成19年2月28日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成17年8月1日）以降、権利確定日（平成19年6月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	23ヶ月間（自平成17年3月31日 至平成19年2月28日）	23ヶ月間（自平成17年8月1日 至平成19年6月30日）
権利行使期間	自 平成19年3月 1日 至 平成24年2月29日	自 平成19年7月 1日 至 平成24年6月30日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成20年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	176
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	176
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	235	—
権利確定	—	176
権利行使	55	—
失効	25	15
未行使残	155	161

② 単価情報

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	37,000	137,000
行使時平均株価 (円)	61,155	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">2,009</td></tr> <tr><td>ポイント引当金</td><td style="text-align: right;">4,418</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">6,695</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">1,566</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">1,745</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2,696</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,133</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△1,219</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,913</td></tr> </table> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却費損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">387</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">2,234</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">85,303</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,139</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">97,065</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△97,065</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	2,009	ポイント引当金	4,418	賞与引当金	6,695	未払事業税	1,566	たな卸資産評価損	1,745	その他	2,696	繰延税金資産 小計	19,133	評価性引当額	△1,219	繰延税金資産 合計	17,913	減価償却費損金算入限度超過額	387	減損損失	2,234	繰越欠損金	85,303	その他	9,139	繰延税金資産 小計	97,065	評価性引当額	△97,065	繰延税金資産 合計	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">2,880</td></tr> <tr><td>ポイント引当金</td><td style="text-align: right;">4,240</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">5,504</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">939</td></tr> <tr><td>たな卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">2,969</td></tr> <tr><td>未払退職金</td><td style="text-align: right;">1,730</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">11,697</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4,587</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,549</td></tr> </table> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却費損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">322</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">691</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">3,290</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">12,983</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">54,628</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">283</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">72,198</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△72,198</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	2,880	ポイント引当金	4,240	賞与引当金	5,504	未払事業税	939	たな卸資産評価損	2,969	未払退職金	1,730	繰越欠損金	11,697	その他	4,587	繰延税金資産 合計	34,549	減価償却費損金算入限度超過額	322	減損損失	691	投資有価証券評価損	3,290	退職給付引当金損金算入限度超過額	12,983	繰越欠損金	54,628	その他	283	繰延税金資産 小計	72,198	評価性引当額	△72,198	繰延税金資産 合計	-
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,009																																																																				
ポイント引当金	4,418																																																																				
賞与引当金	6,695																																																																				
未払事業税	1,566																																																																				
たな卸資産評価損	1,745																																																																				
その他	2,696																																																																				
繰延税金資産 小計	19,133																																																																				
評価性引当額	△1,219																																																																				
繰延税金資産 合計	17,913																																																																				
減価償却費損金算入限度超過額	387																																																																				
減損損失	2,234																																																																				
繰越欠損金	85,303																																																																				
その他	9,139																																																																				
繰延税金資産 小計	97,065																																																																				
評価性引当額	△97,065																																																																				
繰延税金資産 合計	-																																																																				
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,880																																																																				
ポイント引当金	4,240																																																																				
賞与引当金	5,504																																																																				
未払事業税	939																																																																				
たな卸資産評価損	2,969																																																																				
未払退職金	1,730																																																																				
繰越欠損金	11,697																																																																				
その他	4,587																																																																				
繰延税金資産 合計	34,549																																																																				
減価償却費損金算入限度超過額	322																																																																				
減損損失	691																																																																				
投資有価証券評価損	3,290																																																																				
退職給付引当金損金算入限度超過額	12,983																																																																				
繰越欠損金	54,628																																																																				
その他	283																																																																				
繰延税金資産 小計	72,198																																																																				
評価性引当額	△72,198																																																																				
繰延税金資産 合計	-																																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.5</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">33.4</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△123.8</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.3</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△48.9</td></tr> </table>	法定実効税率	40.5	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	住民税均等割等	33.4	評価性引当額	△123.8	その他	0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	△48.9																																																						
法定実効税率	40.5																																																																				
(調整)																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7																																																																				
住民税均等割等	33.4																																																																				
評価性引当額	△123.8																																																																				
その他	0.3																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△48.9																																																																				

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 65,314.19円 1株当たり当期純損失金額 3,986.04円	1株当たり純資産額 67,480.25円 1株当たり当期純利益金額 2,287.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 2,277.72円

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△51,842	29,895
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損 失 (△) (千円)	△51,842	29,895
期中平均株式数 (株)	13,006	13,070
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	55
(うち新株予約権)	—	(55)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかつた潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権 の数511個) なお、これらの概要は「第4提 出会社の状況、1株式等の状況、 (2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権 の数261個) なお、これらの概要は「第4提 出会社の状況、1株式等の状況、 (2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 当社は、以下の要領で、取締役並びに監査役に対する報酬等としての新株予約権を発行することを、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>なお、当取締役並びに監査役への報酬としての新株予約権付与には、会社法第361条第1項第1号が適用されますので、平成12年6月5日開催の臨時株主総会において決議いたしました取締役並びに監査役の報酬上限額とは別枠の報酬等として、取締役に年額1,640万円（うち社外取締役70万円）、監査役に年額360万円の範囲で新株予約権を付与することとしております。</p> <p>(1) 取締役並びに監査役に対して報酬として新株予約権を発行する理由</p> <p>当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>(2) 新株予約権割当の対象者</p> <p>当社取締役、監査役</p> <p>(3) 新株予約権の内容及び数の上限</p> <p>① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p> <p>当社普通株式150株（内社外取締役割当て5株、監査役割当て27株）を各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする</p> <p>なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して合併等という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。</p> <p>② 新株予約権の総数</p> <p>150個を各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。</p>	<p>1. 当社は、以下の要領で、取締役並びに監査役に対する報酬等としての新株予約権を発行することを、平成20年6月27日開催の定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>なお、当取締役並びに監査役への報酬としての新株予約権付与には、会社法第361条第1項第1号が適用されますので、平成12年6月5日開催の臨時株主総会において決議いたしました取締役並びに監査役の報酬上限額とは別枠の報酬等として、取締役に年額2,700万円（うち社外取締役70万円）、監査役に年額300万円の範囲で新株予約権を付与することとしております。</p> <p>(1) 取締役並びに監査役に対して報酬として新株予約権を発行する理由</p> <p>当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>(2) 新株予約権割当の対象者</p> <p>当社取締役、監査役</p> <p>(3) 新株予約権の内容及び数の上限</p> <p>① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p> <p>当社普通株式300株（内社外取締役割当て5株、監査役割当て30株）を各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする</p> <p>なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して合併等という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。</p> <p>② 新株予約権の総数</p> <p>300個を各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p> <p>③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付をうけることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に②に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合その他株式数の変更をすることが適切な場合には、当社が必要と認める処理を行うものとする。</p> <p>④ 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権割当日の翌日から5年間とする。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使の条件</p> <p>i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役ならびに監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>ii その他権利行使の条件は、平成19年6月28日開催の第20期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p> <p>③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付をうけることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に②に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合その他株式数の変更をすることが適切な場合には、当社が必要と認める処理を行うものとする。</p> <p>④ 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権割当日の翌日から5年間とする。</p> <p>⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使の条件</p> <p>i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役ならびに監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>ii その他権利行使の条件は、平成20年6月27日開催の第21期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>2. 当社は、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の従業員に業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものである。</p> <p>(2) 新株予約権割当の対象者 当社従業員。</p> <p>(3) 募集事項</p> <p>① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式250株を上限とする。 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。</p> <p>② 新株予約権の総数 250個を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p> <p>③ 新株予約権と引き換えに払込む金額 新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。</p>	<p>2. 当社は、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成20年6月27日開催の定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の従業員に業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものである。</p> <p>(2) 新株予約権割当の対象者 当社従業員。</p> <p>(3) 募集事項</p> <p>① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式300株を上限とする。 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。</p> <p>② 新株予約権の総数 300個を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。</p> <p>③ 新株予約権と引き換えに払込む金額 新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高いほうに1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価額で当社株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(A + \frac{B \times C}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{A + B}$ <p>A：既発行株式数、B：新規発行株式数、 C：1株当たり払込金額</p> <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。</p>	<p>行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高いほうに1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価額で当社株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(A + \frac{B \times C}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{A + B}$ <p>A：既発行株式数、B：新規発行株式数、 C：1株当たり払込金額</p> <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 平成22年5月1日から平成27年4月30日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>i 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使の条件</p> <p>i 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要する。 ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>ii 新株予約権の相続はこれを認めないものとする。</p> <p>iii その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとする。</p> <p>⑧ i 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>ii 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>⑨ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑩ 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p>	<p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 平成23年5月1日から平成28年4月30日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>i 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使の条件</p> <p>i 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要する。 ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>ii 新株予約権の相続はこれを認めないものとする。</p> <p>iii その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとする。</p> <p>⑧ i 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>ii 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>⑨ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑩ 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>i 合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社</p> <p>iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社</p> <p>v 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>⑪ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑫ 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>i 合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>ii 吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社</p> <p>iii 新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>iv 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社</p> <p>v 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>⑪ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑫ 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>3. 多額な資金の借入 当社は、直営店舗出店のための設備投資資金及び運転資金として、平成20年6月23日開催の取締役会決議に基づき、平成20年6月27日付で総額300,000千円の借入を行いました。</p> <p>(1) ①契約内容 固定金利特約付借入金 ②借入先 株式会社埼玉りそな銀行 ③借入金額 200,000千円 ④借入期間 10年間 ⑤借入金利 年率 1.95%（当初2年間固定） ⑥実施時期 平成20年6月27日 ⑦返済方法 元金均等返済 ⑧担保提供資産 無</p> <p>(2) ①契約内容 中長期固定金利借入 ②借入先 株式会社埼玉りそな銀行 ③借入金額 100,000千円 ④借入期間 5年間 ⑤借入金利 年率 2.12%（固定） ⑥実施時期 平成20年6月27日 ⑦返済方法 元金均等返済 ⑧担保提供資産 無</p>

⑤【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	株式会社ゴルフ・ドゥ九州	4,651
		小計	4,651
計		630	4,651

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	93,500	43,411	1,025 (786)	135,886	28,277	8,098	107,609
構築物	16,316	2,362	656 (611)	18,022	5,504	1,715	12,518
車両運搬具	6,223	1,126	2,347	5,002	3,116	1,342	1,886
工具器具備品	144,038	26,825	29,837 (309)	141,025	85,954	23,085	55,071
建設仮勘定	120	2,414	1,967	567	—	—	567
有形固定資産計	260,200	76,140	35,834 (1,707)	300,505	122,853	34,242	177,652
無形固定資産							
電話加入権	923	—	—	923	—	—	923
ソフトウェア	99,716	12,473	—	112,189	74,643	11,106	37,545
ソフトウェア仮勘定	682	6,758	6,138	1,302	—	—	1,302
無形固定資産計	101,322	19,231	6,138	114,414	74,643	11,106	39,771
長期前払費用	2,804	7,544	—	10,349	1,494	623	8,855

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

水戸店（建物、構築物、工具器具備品）	27,835千円
大宮丸ヶ崎店（建物、構築物、工具器具備品）	36,857
社有車（車両運搬具）	1,126
OA機器他（工具器具備品）	7,906
内部統制用プログラム（ソフトウェア）	5,000
ネット販売用プログラム（ソフトウェア）	4,813
POS用追加プログラム（ソフトウェア）	2,420

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

社有車売却（車両運搬具）	2,347千円
OA機器除却（工具器具備品）	29,148

3. 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,287	1,584	5,723	1,035	7,112
賞与引当金	16,532	13,592	16,532	—	13,592
ポイント引当金	10,910	10,470	10,910	—	10,470

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収による戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	17,854
預金	
普通預金	81,744
小計	81,744
合計	99,598

ロ. 受取手形

該当事項はありません。

ハ. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
SBIベリトランス株式会社	29,376
株式会社ゴルフ・ドゥ北海道	14,805
三菱UFJニコス株式会社	6,804
株式会社ジェーシービー	6,464
株式会社ゴルフ・ドゥ九州	4,845
その他	15,637
合計	77,933

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
101,185	2,088,133	2,111,384	77,933	96.4	15.7

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 商品

品目	金額 (千円)
ゴルフクラブ	422,352
ゴルフ用品	89,421
営業用備品	4,390
合計	516,165

ホ. 貯蔵品

品目	金額 (千円)
販促物	2,331
合計	2,331

② 固定資産
敷金・保証金

区分	金額 (千円)
JR東日本都市開発株式会社	50,000
ダイワロイヤル株式会社	10,000
株式会社オートアールズ	7,800
有限会社中山商事	7,800
株式会社でんきち	7,380
その他	47,311
合計	130,291

店舗賃借仮勘定

区分	金額 (千円)
大和情報サービス株式会社	25,000
有限会社クレディコーポレーション	30,000
個人 (武蔵村山店地主)	35,000
合計	90,000

③ 流動負債

イ. 支払手形

該当事項はありません。

ロ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
朝日ゴルフ用品株式会社	25,169
株式会社渡辺製作所	11,497
株式会社ブリヂストンスポーツ	8,833
NECソフト株式会社	8,357
アクシネット ジャパン インク	7,656
その他	55,983
合計	117,497

ハ. 未払金

相手先	金額 (千円)
コクヨストアクリエーション(株)	37,327
NECソフト(株)	7,767
ヤマト運輸(株)	4,824
未払退職金	4,272
監査法人トーマツ	3,393
その他	21,664
合計	79,249

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	営業年度末の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.golfdco.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第20期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年10月30日関東財務局長に提出

事業年度（第20期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係わる訂正報告書であります。

(3) 半期報告書

（第21期中）（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）平成19年12月21日関東財務局長に提出。

(4) 電子開示システム変更届出書

平成20年5月20日関東財務局長に提出

届出内容の変更であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月29日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	浅枝 芳隆	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鎌田 竜彦	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥの平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鎌田 竜彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は商品のうちゴルフクラブの評価基準及び評価方法について、従来、総平均法による原価法を採用していたが、当事業年度から個別法による原価法を採用することに変更した。
2. 重要な後発事象(3)に記載されているとおり、会社は平成20年6月27日付で資金の借入を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。